

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

御代田町長 小園 拓志

市町村名 (市町村コード)	御代田町 203238
地域名 (地域内農業集落名)	小沼地区 (塩野区、馬瀬口区)
協議の結果を取りまとめた年月日	馬瀬口区 令和 7 年 1 月 22 日 (第 1 回)
	塩野区 令和 7 年 1 月 23 日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

中心的経営体が多く、優良農地の大半が集積されている一方で、担い手の高齢化が進んでいる地域である。現在、75才以上の農業者が営農している農地のうち後継者不在の農地が約10haほどあるため、新たな若い担い手の確保が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

若い担い手を中心に、優良農地の集積を推進する。
耕作可能な農地を荒廃させてしまう前に経営拡大の意向がある担い手に集積して農地の維持に努める。

栽培品目等について、地区内で生産に力を入れているブロッコリー等の品質向上に努め、市場価値の高い生産品目を明確化して市場単価を上げる取り組みを進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	347.08 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	343.09 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内農地を基本とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を通じて、認定農業者を中心に集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
離農・経営転換をする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける方向で検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針
状況に応じた検討を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
法人経営の育成・確保などの取り組みを行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
状況に応じた検討を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

Content area for the selected measures
--